地方法人税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百二十二号

地方法人税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第十二条第二項、第十二条の二第一項及び第二項、第二十四条の十二第二項並びに第三十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

地方法人税法施行令（平成二十六年政令第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「まで」の下に「並びに租税特別措置法第四十二条の十二の六第六項及び第七項」を加える。

第四条第一項中「基準法人税額」の下に「（当該課税事業年度の所得に対する法人税の額の計算上租税特別措置法第四十二条の十二の六第六項若しくは第七項の規定により控除された金額又は同法第四十二条の十四第一項若しくは第四項（同法第四十二条の十二の六第六項及び第七項に係る部分に限る。）の規定により加算された金額がある場合には、当該基準法人税額から当該控除された金額を控除した金額に当該加算された金額を加算した金額）」を加え、同条第三項中「まで」の下に「並びに租税特別措置法第四十二条の六第六項及び第七項」を加える。

第十三条の二第二項中「第二十四条の五第三項」の下に「及び第二十四条の十二第二項」を加える。

附則第二条第五項を次のように改める。

5　第二項第一号に掲げる規定の適用がある場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「（以下）」とあるのは「又は附則第二条第二項第一号に掲げる規定（以下）」と、同条第二項中「又は第五節の二の規定」とあるのは「若しくは第五節の二の規定又は附則第二条第二項第一号に掲げる規定」と、同条第五項第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「（以下）」とあるのは「又は附則第二条第二項第一号に掲げる規定（以下）」とする。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第十三条の二第二項の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

財務大臣　加藤　勝信

内閣総理大臣　石破　茂

相続税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百二十三号

相続税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第四十一条第一項（同法第四十五条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十八条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「及び次の各号」を「並びに第一号及び第二号」に、「残額と」を「額に第三号に掲げる額を合算した額（当該合算した額が零を下回る場合には零とし、当該合算した額が同項第一号に掲げる額を超える場合には同号に掲げる額とする。）と」に改め、同条第一号中「以後」を「の翌日から延納期間の終了する日までの間」に改め、同条第二号中「以後」を「の翌日から延納期間の終了する日までの間」に改め、「おいて、」の下に「納税義務者等（」を、「含む。）」の下に「をいう。次号において同じ。）」を加え、「並びに」を「及び」に、「掲げる」を「規定する生活のために通常必要とされる費用の三月分に相当する金額及び同号に規定する事業の継続のために当面必要な運転資金の」に改め、同条に次の一号を加える。

三　延納期間の終了した日以後において、納税義務者等の生活のために通常必要とされる費用の三月分に相当する金額（納税義務者が負担すべきものに限る。）と納税義務者の事業の継続のために当面必要な運転資金の額とを合計した額

第二十五条の七第一項中「金額」と」の下に「、「同項第一号に掲げる額」とあり、及び「同号に掲げる額」とあるのは「当該特定物納対象税額」と」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の相続税法施行令（以下「新令」という。）第十七条（相続税法施行令第二十五条の三第一項の規定により読み替えて適用する場合及び新令第二十五条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定は、この政令の施行の日以後に相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）により取得する財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

財務大臣　加藤　勝信

内閣総理大臣　石破　茂

登録免許税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百二十四号

登録免許税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中「別表第三の一の三の項及び一の四の項」を「別表第三の一の四の項及び一の五の項」に改める。

附　則

この政令は、医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第　号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

財務大臣　加藤　勝信

内閣総理大臣　石破　茂